

利用料金及び繁忙日の承認について

神戸市立自然の家の指定管理者である六甲アウトドア・エデュテインメント共同企業体（代表者 アドバンス株式会社）が、神戸市立自然の家条例（昭和48年3月条例第70号）第9条第1項の規定により、その収入として収受する自然の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第2項の規定により承認をし、及び同条例別表第2号に規定する繁忙日について承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

1 利用料金の額

(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合

使用目的	施設	宿泊を伴う使用	宿泊を伴わない使用	延長使用に係る使用
		利用料金（1人1泊につき）	利用料金（1人1回につき）	利用料金（1人1日につき）
学校が教育のために、又は児童福祉施設等が事業のために使用する場合	宿泊棟	150円	75円	30円
	テント施設（10平方メートル未満の区画）	90円		

備考

- 1 この表において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。
- 2 この表において「児童福祉施設等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及びこれに準ずるものとして市長が定めるものをいう。
- 3 この表において「宿泊を伴う使用」とは、到着日の午後2時30分から出発日の午後2時までの間において施設を使用することをいう。
- 4 この表において「宿泊を伴わない使用」とは、午前9時から午後4時までの間において施設を使用することをいう。
- 5 前2項に規定する時間を超えて施設を使用した場合は、「延長使用に係る使用」欄にある延長利用料を徴収することができる。
- 6 学校又は児童福祉施設等が神戸市外に所在するものであるときは、利用料金の額は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

(2) (1)に該当しない場合

①宿泊を伴う使用

施設	利用料金（1泊につき）	
	通常日	繁忙日

				使用が多いと見込まれる日
宿泊棟	摩耶施設（ツインルーム以外）及び六甲施設	使用者1人につき 3,000円 ただし、小学生以下の者は1人につき2,400円	使用者1人につき 5,100円 ただし、小学生以下の者は1人につき4,200円	使用者1人につき 6,100円 ただし、小学生以下の者は1人につき5,200円
	摩耶施設ツインルーム	使用者1人につき 5,300円 ただし、小学生以下の者は1人につき3,800円	使用者1人につき 6,800円 ただし、小学生以下の者は1人につき4,900円	使用者1人につき 7,500円 ただし、小学生以下の者は1人につき5,900円
キャビン施設		1棟につき25,000円 ただし、使用者が4人を超える場合は、4名を超える人数1人につき2,000円を加える	1棟につき30,000円 ただし、使用者が4人を超える場合は、4名を超える人数1人につき2,000円を加える	左記繁忙日料金と同じ
テント施設	シャワー施設を使用する場合 使用者の数に800円（ただし、小学生以下の者は600円とし、このうち未就学児は0円とする。）を乗じた額に、1区画につき下記の額を加えた額。 シャワー施設を使用しない場合 使用者の数に500円（ただし、小学生以下の者は300円とし、このうち未就学児は0円とする。）を乗じた額に、1区画につき下記の額を加えた額。			
	駐車施設及び電源設備有り	5,000円	8,000円	左記繁忙日料金と同じ
	駐車施設有り、電源設備無し	3,000円	6,500円	左記繁忙日料金と同じ
	駐車施設及び電源設備無し	3,000円	6,500円	左記繁忙日料金と同じ
	駐車施設及び電源設備無し、10平方メートル未満の区画	2,000円 ただし、1名で使用する場合は1,500円	3,000円 ただし、1名で使用する場合は2,500円	左記繁忙日料金と同じ

②宿泊を伴わない使用

施設		利用料金（1日につき）		
		通常日	繁忙日	
				繁忙日のうち特に使用が多いと見込まれる日
宿泊棟	摩耶施設及び六甲施設	使用者1人につき1,250円 ただし、小学生以下の者は1人につき900円	使用者1人につき2,250円 ただし、小学生以下の者は1人につき1,800円	使用者1人につき2,700円 ただし、小学生以下の者は1人につき2,200円
キャビン施設		1棟につき25,000円 ただし、使用者が4人を超える場合は、4名を超える人数1人につき2,000円を加える	1棟につき30,000円 ただし、使用者が4人を超える場合は、4名を超える人数1人につき2,000円を加える	左記繁忙日料金と同じ
テント施設		シャワー施設を使用する場合 使用者の数に800円（ただし、小学生以下の者は600円とし、このうち未就学児は0円とする。）を乗じた額に、1区画につき下記の額を加えた額。 シャワー施設を使用しない場合 使用者の数に500円（ただし、小学生以下の者は300円とし、このうち未就学児は0円とする。）を乗じた額に、1区画につき下記の額を加えた額。		
	駐車施設及び電源設備有り	2,500円	3,000円	左記繁忙日料金と同じ
	駐車施設有り、電源設備無し	2,500円	3,000円	左記繁忙日料金と同じ
	駐車施設及び電源設備無し	2,500円	3,000円	左記繁忙日料金と同じ
	駐車施設及び電源設備無し、10平方メートル未満の区画	1,500円	2,000円	左記繁忙日料金と同じ

備考

- 1 ①宿泊を伴う使用の表において「宿泊を伴う使用」とは、宿泊棟及びキャビン施設においては到着日の午後3時から出発日の午前10時までの間において施設を使用すること、テント施設においては到着日の午後2時から出発日の正午までの間において施設を使用することをいう。
- 2 前項に規定する時間を超えて施設を使用した場合は、宿泊棟については、1日につき使用者1人につき1,700円（ただし、小学生以下の者は1人につき1,200円）、テント施設については1時間1区画につき1,000円（ただし、繁忙期は1,500円）の延長使用料を徴収することができる。
- 3 宿泊棟及びキャビン施設を使用する場合において、3歳以下の者であって、寝具を使用しない場合は使用者の数に算入しない。
- 4 この表において「小学生以下の者」とは、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者をいう。

2 繁忙日

(1) 宿泊を伴う使用の場合（宿泊する日が次に掲げる日に該当する場合に限る。）

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日。ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日が金曜日の場合は当該休日

イ 1月1日、同月2日、4月27日から5月5日まで、7月20日から8月30日まで及び12月28日から同月31日まで

ウ 土曜日（11月第3週目から3月第2週目までの期間を除く。）

(2) 宿泊を伴わない使用の場合

ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日（11月第3週目から3月第2週目までの期間を除く。）

イ 1月1日、同月2日、同月3日、4月28日から5月6日まで、7月21日から8月31日まで及び12月27日から12月31日まで

ウ 土曜日及び日曜日（11月第3週目から3月第2週目までの期間を除く。）

(3) 繁忙日のうち特に使用が多いと見込まれる日の料金の適用にあたっては、指定管理者は、事前に市の承認を受けるものとする。

3 施行日

2025年（令和7年）4月1日